

秋建七一八七

令和5年8月9日

一般社団法人 秋田県建築士会 会長
一般社団法人 秋田県建築士事務所協会 会長
一般社団法人 秋田県建設業協会 会長
秋田県建設技能組合連合会 会長
秋田建築労働組合 組合長
協同組合 安心リフォーム協議会 会長

一般財団法人 秋田県建築住宅センター 理事長

「あきた浸水被害住宅相談」窓口の開設について（ご協力依頼）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当法人では、令和5年7月14日からの大雨により被害を受けられた住宅の補修・再建等に係る相談に対応するため、県と協議のうえ、国土交通省の補助を得て、浸水被害住宅に対する相談体制を構築することといたしました。

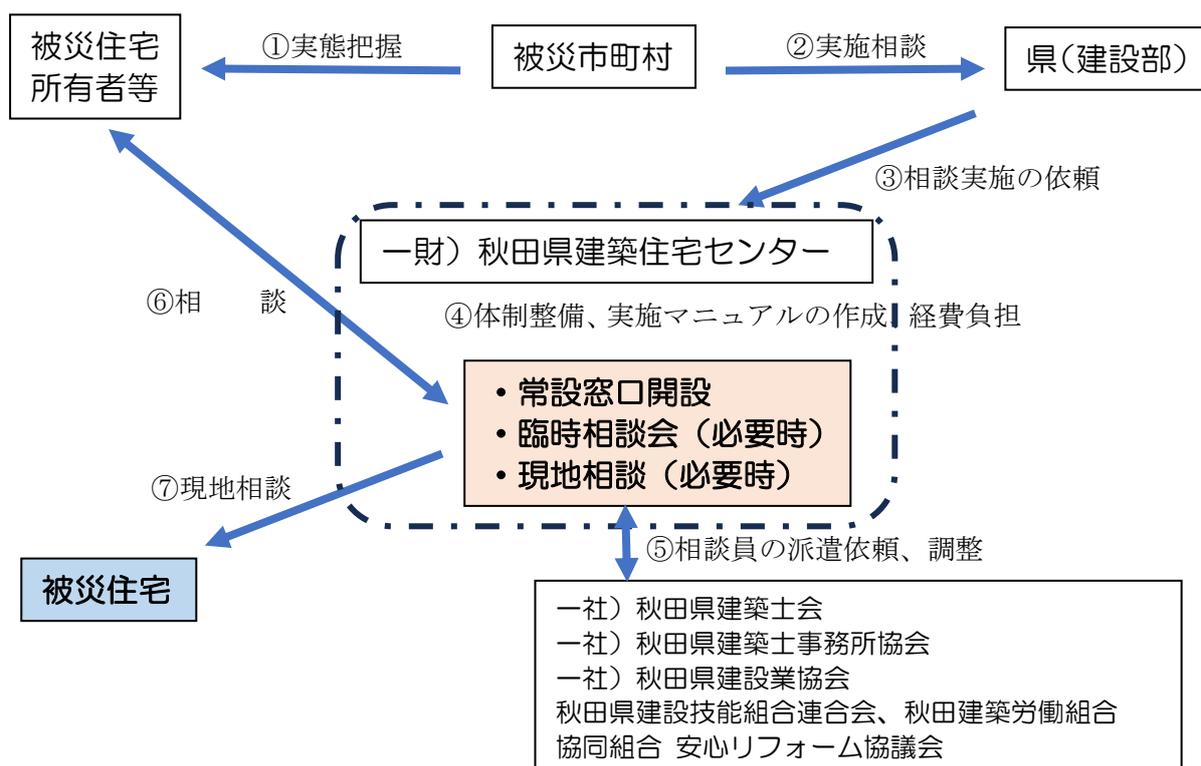
その一環として、一般社団法人秋田県建築士会様が主催する『「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」説明会』を後援し、この説明会の受講者を中心に、別途創設した「あきた浸水被害住宅相談員」に登録いただき、今般の浸水被害住宅の復旧と今後の水害対策にも資するとともに、建築専門職への県民の期待に応えてまいりたいと考えております。

つきましては、今後、開催する説明会への参加、並びに「あきた浸水被害住宅相談員」の登録について、貴会所属の建築士の皆様への周知等、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、この相談は、大雨による浸水被害を受けられた住宅の補修・再建等に係る相談を目的に行うものですが、現在、行政が行っている「被害状況調査」及び「罹災証明のための認定調査」と輻輳した場合の混乱を回避するため、現地での相談の実施については、開始時期を調整中であることを申し添えます。

◆ 現地相談実施の仕組み（案）◆

【現地相談（窓口相談含む）実施体制のスキームと実施方法】



- ① 市町村は、区域内的の住宅被災状況を把握する
- ② 市町村は、住宅相談が必要と認めた場合、県建設部に相談実施を相談
- ③ 県建設部は、災害対策の初動活動（避難所、仮設住宅手配、被災区分判定）の目途を勘案したうえで、浸水被害住宅の復旧にかかる相談体制が必要と認めた場合、センターに対して、相談実施を依頼（被災区分判定活動との混同を避け、混乱を回避するため）
- ④ センターは、依頼に基づき、必要な財源を確保したうえで、体制を整える
 なお、常設窓口は原則としてセンター職員が対応するものとし、業務量の見通しを踏まえ、あらかじめ登録した相談員に協力を依頼することがある
 また、別途会議を確保して臨時の相談会を実施する場合や、窓口相談の結果、現地相談を求められた場合は、登録済みの相談員から現地相談員を派遣する
- ⑤ センターと県内住宅関連団体は、日ごろから、浸水被害住宅の復旧にかかる知識と技術の習得を推進するため、連携して研修機会の確保と参加に努める
 県内住宅関連団体は、センターから常設窓口相談員や、臨時相談会の開催又は現地相談のための相談員の派遣を求められた場合は、出来得る範囲で協力する
- ⑥ 被災住宅の所有者等は、センターが開設した相談窓口に対して、電話、メール又は来訪により相談する
- ⑦ 被災住宅の所有者等は、窓口相談の結果、現地の状況を踏まえた個別相談を必要とする場合、日時を調整のうえ現地相談の実施を求める